

平成25年度 第1回四街道市指定管理者選定評価委員会
(スポーツ・都市施設等合議体) 会議概要

開催日時	平成25年6月27日(木) 13:00~15:30
開催場所	四街道市役所 本館1階 会議室
出席委員	櫻井委員(会長)、伊東委員(副会長)、戸村委員、本間委員、中津川委員
欠席委員	なし
事務局	行革推進課:永易課長、濱田副主幹、小安主任主事
説明者	スポーツ振興課:上野課長、野口主査、森田副主査 都市計画課:飯田課長、白鳥主査、牛久主任技師 道路管理課:大竹課長、戸村主幹、針谷副主査
開催形態	公開
傍聴者	0人

会議概要

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 諮問(指定管理者募集方法等審査依頼書により諮問)
- 5 議事録署名人の選出(本間委員、中津川委員を選出)
- 6 指定候補者選定方法及び審査基準等について
- 7 議題(指定管理者の募集方法等の審査)
 - ① 四街道市温水プール
 - ② 四街道市都市公園
 - ③ 四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場
- 8 答申(指定管理者募集方法等審査結果通知書により答申)
- 9 その他
- 10 閉会

委員意見等

議題 指定管理者の募集方法等の審査

① 四街道市温水プール

所管課:(資料説明)

櫻井会長:募集要項案に記載の指定管理料の限度額について、公募までに変更する可能性はあるか。

所管課:現時点で変更の予定はない。

指定管理者の選定後、著しい物価の変動等により経費の見直しが必要となる場合には、協定締結に向けた協議等の中で対応する。

戸村委員：前回（平成20年度）の選定では、本施設への応募者は1団体（現指定管理者）のみであったが、今回の公募において新たな団体の応募は見込まれるか。

所管課：既に複数社から問い合わせを受けているが、施設の老朽化や立地条件等の問題から、応募を見送られる可能性もあり、新規参入は不透明である。

中津川委員：応募者からの提案額に対する利益率はどう考えているか。

所管課：指定管理料の上限額の範囲内で、どの程度の利益を見込み金額を提示するかは応募者の裁量であり、市の積算において具体的な利益（率）は考慮していない。

中津川委員：指定管理者に対するインセンティブはどこにあるのか。

所管課：本施設では利用料金制を導入していないため、指定管理者自身の経営努力による経費縮減や自主事業の実施による収入増がインセンティブとなる。

現指定管理者は、清掃委託の直営化や水泳教室の開催等の取組みにより増収を図っている。

中津川委員：指定管理者の選定に当たっては、収支予算書を参考に、安全面等の重要な部分に十分な経費が充てられるか、慎重に審査することが必要と思う。

櫻井会長：他に意見等がなければ、四街道市温水プールに係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」でよいか。

委員各位：異議なし。

櫻井会長：確認のとおり（＝原案資料に基づき公募）決定し、審査結果通知書を作成する。

② 四街道市都市公園

所管課：（資料説明）

中津川委員：都市公園の定義について教えてもらいたい。

所管課：都市公園とは、都市公園法に基づき整備された公園の総称を指している。

その中には、総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園、都市緑地といった各規格がある。

中津川委員：四街道市の公園は、全て都市公園に当たるのか。

所管課：児童福祉法に基づき整備する児童遊園が数箇所あるが、大部分が都市公園法に基づく都市公園となっている。

中津川委員：都市公園の箇所数はいくつか。

所管課：仕様書のとおり、計167箇所である。

中津川委員：都市公園1箇所当たりに係る経費は、募集要項案に記載の指定管理料の限度額（都市公園分：754,094千円）を167で割った金額（約4,515千円）でよいか。

所管課：箇所ごとに管理面積が異なるため、単純な割り算で算出した金額は適切ではない。

規格別では、総合公園の敷地面積（約19ha）に対し、地区公園（＝中央公園）の敷地面積が約4ha、近隣公園（6箇所）の敷地面積が約2haとなっており、街区公園以下の大小規模が様々な都市公園が管理の対象となっている。

櫻井会長：指定候補者審査基準について、公募選定の場合、複数者の応募が予想されるが、現状

サービスの維持に関する項目の配点を大きくすることは、新規事業者の参入にマイナス（不利な）要因とならないか。

所管課：現状サービスの維持とは、仕様書に定めた基本的な業務内容の履行可能性を審査する項目となっており、仕様書に定めた標準的なサービス水準が維持できれば、応募者に優劣は生じないものと考えている。

戸村委員：新たなサービスの方策に対する配点の見直しは必要ないか。

中津川委員：都市公園における自主事業では、どのようなものが考えられるか。

所管課：現状では、敷地内における自動販売機の設置や地元の自治会等とタイアップした花壇の手入れ等を実施している。

また、総合公園では、自然観察会の実施やキャンプイベントの企画等も行っており、公園の特性を活かした事業が考えられる。

本間委員：本施設においては、新たなサービスと現状サービスの維持のいずれも重要であり、所管課の説明通りの配点が適当であると考えます。

体育館等のスポーツ施設では、現状の利用サービスの維持は選定の必須ポイントであり、確実な履行を求めたい。

櫻井会長：他に意見等がなければ、四街道市都市公園に係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」でよいか。

委員各位：異議なし。

櫻井会長：確認のとおり（＝原案資料に基づき公募）決定し、審査結果通知書を作成する。

なお、現状サービスの維持等の考え方については、新規事業者の参入に配慮し、質問があった場合には十分に説明・対応するようお願いする。

③ 四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場

所管課：（資料説明）

中津川委員：自転車等の盗難はあるのか。

所管課：市営駐車場利用時の盗難実績はないが、昨年度に原付2件の盗難未遂が発生した。

防犯カメラの設置により現指定管理者と警察が連携し対処したが、ミラーの破損等が確認された。

中津川委員：東京都内のある自治体では、スマートフォンを利用した自転車の自動管理を始めたようだが、四街道市では盗難や放置自転車の減少に向けた取組みはあるのか。

所管課：近年の財政状況では機械的な投資が困難であるため、現指定管理者には、見回り人員の増員や実施時間の延長等、常時の監視を強化する取組みをお願いしている。

中津川委員：リスク分担において、とくに「地域住民、施設利用者等への対応」について、市の負担が少ないようだが、市と指定管理者が同等の責任を負う表記に改められないか。

市が本業務に対し責任を放棄しているように感じられるため、工夫して欲しい。

所管課：指定管理者において対応が困難である案件等については、当然に市も協力して解決を図るものであり、現状もそうしている。

本表記は、包括的な委託の中で、第一義的な責任者は受託者であることを明確にするものであり、市が責任を放棄するものではない。

伊東委員：基本的な考え方としては、負担区分を明確にしておくことが重要であり、曖昧な表現にすることはトラブルの原因となり得るため好ましくない。

受託者が責任を持って業務を遂行するためにも、原案の表記が望ましいと考える。

本間委員：今回の公募において、新規参入の見込みはどうか。

所 管 課：現在のところ、公募に関する問い合わせはない。

櫻井会長：募集要項案に記載の指定管理料の限度額の積算根拠はどうなっているか。

所 管 課：経費の中心である人件費は、千葉県積算基準を参考に設計している。

櫻井会長：他に意見等がなければ、四街道市営駐車場及び四街道市営自転車駐車場に係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」でよいか。

委員各位：異議なし。

櫻井会長：確認のとおり（＝原案資料に基づき公募）決定し、審査結果通知書を作成する。

なお、現状サービスの維持等の考え方については、四街道市都市公園と同様に、新規事業者の参入に配慮し、質問があった場合には十分に説明・対応するようお願いする。

答申後、閉会